

## 第六期長期計画・調整計画の策定について

令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの 5 年間を計画期間とする武蔵野市第六期長期計画・調整計画（以下「調整計画」という）を策定する。

本計画は、令和元年 12 月の市議会で議決された「武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」に基づき、実行計画部分の見直しを行うものである。

総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、市民参加・議員参加・職員参加を中心とした武蔵野市方式と呼ばれるこれまでの策定方式を継承し、以下のとおり調整計画の策定を進めるものとする。

### 1 基本的な考え方

- ・計画期間は 5 年であるが、長期的な視野に立ち、20～30 年先を見通した計画とする。
- ・各分野の個別計画との整合性を図りながら策定する。
- ・これまでと同様、調整計画は全施策を網羅したものではなく、分野を超えた総合的な視点により策定を行い、実施すべき政策・施策の優先度を明確にした計画とする。
- ・策定方法は、第一期基本構想・長期計画の策定以来の本市の特長である「武蔵野市方式」を継承しつつ、多様で広範な市民参加手法を取り入れ、かつ、市民に「伝わる」情報発信に努めることで、より多くの市民が参加できる機会を設ける。

### 2 策定方法

#### (1) 市民参加

##### ① 策定委員会

- ・市民、市議会議員、職員との意見交換を通じて総合的に政策の調整を行い、計画案を作成し市長に答申する。
- ・学識経験者等の市民 9 名（うち 2 名は広く公募し、書類審査及び面接により選出）と副市長 2 名の計 11 名により構成する。

※策定委員会の傍聴者へアンケートによる意見聴取を行い、提出された意見について委員会内で共有する。

##### ② 市民会議等

市民間の討議を重視し、多様で広範な市民参加の機会を設ける。

##### a) 調整計画市民会議

- ・10 名程度の公募委員により構成し、第六期長期計画策定後の 2 年間の市政の動きや社会情勢の変化を踏まえ、今後の市政に対する意見を出し合う会議とし、4 回程度の討議を経て報告書を作成する。

##### b) 無作為抽出ワークショップ 【充実】

- ・普段市政に参加する機会があまりない市民の方から広く意見をいただくことを目的に、無作為抽出の 1,500 名程度の市民（18 歳以上の市内在住者）に参加を案内し、応諾いただいた市民により実施する。

- ・ オンラインによるワークショップを実施し、より参加の機会を広げる。
- ・ 第六期長期計画策定に引き続き、市民ファシリテーターを取り入れ、企画・運営を市民とともに取り組む。

- ・ 実施時期等 第1回（令和4年5月22日・29日、8月6日）※8月は対面実施  
 テーマ：「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」を実現するために、私たちができること。

※なお、8月は公募によるワークショップも併せて開催

第2回（令和5年3月頃）

テーマ：討議要綱について

#### c) 中高生世代向け未来ワークショップ 【新規】

- ・ 人口推計や国勢調査、経済センサス等の統計データを基に、現在の傾向がこのまま2050年まで続いたとしたら、どのような未来になるかということ視覚化した「未来シミュレータ」の結果から、2050年の武蔵野市が抱える課題を中高生世代が未来の市長として想像し、課題解決に向けて現在の市長へ政策提言を行うワークショップを実施する。
- ・ 実施時期 令和4年7月28日（対面実施）

#### d) 関係団体意見交換会（策定委員会主催）

- ・ 討議要綱公表時に、策定委員会と関係団体との対話形式の意見交換を行う。

#### e) 圏域別市民意見交換会（策定委員会主催）【充実】

- ・ 討議要綱公表時及び計画案公表時に、策定委員会と市民との対話形式の意見交換を3駅圏ごとの会場で行う。
- ・ オンラインによる意見交換会を検討する。

#### f) パブリックコメント

- ・ 討議要綱公表時及び計画案公表時にパブリックコメントを実施する。

#### g) 市民意識調査等

- ・ 市民意識調査、市政アンケート等の各種調査等における市民意見を参考にする。

### (2) 議員参加

- ・ 「討議要綱」「計画案」について策定委員会と市議会議員が意見交換を行う場を、議員参加として実施する。

### (3) 職員参加

- ・ 調整計画策定の基礎資料となる地域生活環境指標や長期計画等に関する説明会により、調整計画策定への理解を深めるほか、ワークショップ等の討議の機会を設ける。
- ・ 職員個人の意見提出や策定委員会との意見交換等、主体的な参加を促す。

## 3 策定スケジュール（別添資料のとおり）

## 4 その他

- ・ 策定委員会と連携し、庁内における必要な業務を統括・実施する他、その活動を通して職員参加を促すことを目的として、庁内推進本部を設置する。
- ・ 策定方法、策定スケジュールの詳細については、策定委員会との協議のうえ、決定するものとする。